

広島県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十八年六月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野呉線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸郡熊野町新宮二丁目一〇五九八番一地从先から 安芸郡熊野町萩原三丁目四〇八九番一地从先まで		六・八〇〇 四・〇〇〇	二、八四〇・〇〇		
安芸郡熊野町新宮二丁目一〇五九八番一地从先から 安芸郡熊野町萩原三丁目四〇八九番一地从先まで	八・五〇〇 三・二〇〇	二、八四〇・〇〇	三、〇三四・三〇		ダブルウェイ 県道矢野安浦 線と一部重複